



矢野 きく子氏

—後戻りさせない—

—保護司に就いたきっかけを教えてください。

地域で育成会活動に携わる中、知り合いで保護司としても活躍されていた先輩から、保護司にならないかとお誘いを受けました。自分の能力と資質では保護司の責務を到底全うできないと、数年に渡り、お断りしておりましたが、再三のお誘いの中、能力云々より、犯罪をした人と、人として向き合えるかどうかが重要とのお言葉にその部分だけならできるかもしれないと思ってお受けしました。

—保護司の活動内容について教えてください。

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える民間のボランティアです。活動は大きく二つあり、一つは、保護観察官と協働して、刑事施設や少年院から仮退所・仮退院した人の満期までの間の保護観察や、保護観察処分を受けた人などの保護観察に当たります。また、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整を行っています。もう一つの活動は、犯罪や非行を予防するため、また、罪を犯した人の更生について地域で理解を深めるために、関係機関の皆様と一緒に啓発活動を行っています。



▲社会を明るくする運動講演会(平成26年の様子)

—対象者との接し方について意識していることはありますか。

担当した対象者は、10代から高齢者まで年齢に幅がありますし、性格も当然違います。犯罪を悔いて真剣な態度の人、罪悪感があまりなく保護司なんて適当にあしらえばいいという気持ちがあからさまな人など。でも、どんな対象者でも、罪を犯した背景にあった環境、例えば、家庭環境、本人の性格、しょうがいなどをいつも思いやって受け入れるところからスタートしています。そして、「後戻りさせない」という気持ちを持って、信頼を寄せてもらうために私自身の態度やかける言葉に留意しています。でもなかなか心を開いてくれない人もいますし、常に悩んでいます。

—子どもたちが非行に走らないために必要となることは何でしょうか。

生育環境の悪さと非行の有無に相関関係があるように考えがちですが、私が担当した子どもたちの生育環境は、それぞれ個別的で共通している点も見つけれません。家庭や学校の環境、本人の資質、たくさんの条件が重なったとき起こるのではないかと考えています。しいて非行に走る可能性があるケースを挙げれば、子どもへの依存が極端に強く子どもを管理しすぎたり、好奇心のあまりない子どもの場合、放任しすぎること、悪い誘いでも言葉をかけてくれることをうれしく感じ非行に走ることもあります。家庭では、子どもの性格を見極め、それに応じて接することが大切だと思います。

—保護司活動を通して嬉しかったことや印象に残っていることはありますか。

担当した人がまじめに社会復帰できたときはホッと安心します。でも、そういうことばかりではありません。そうでないケースの方が多く、刑事施設に戻ってしまったときなどは無力感を覚えます。

それぞれの対象者が印象に残っていますが、特に薬物所持の少年を担当したときのことを鮮明に覚えています。その少年はとにかく面接の約束は破る、昼夜逆転の生活の中、午前2時3時に電話してくる、など社会の常識を持ち合わせずとても苦労しましたが、あるとき彼が都内のある場所から「助けて！」(友人が自殺を凶ろうとしていた)と電話してきたときは、近くの警察署に連絡し警察官に出向いてもらい対処できましたが、振り回される中、少しは信頼してもらえたのか電話だけはしてくる少年がなぜかわいそうに思え、保護司になって少しは役に立っているのかもしれないと思えた瞬間でした。



矢野 きく子(やの きくこ)氏

国立市交通安全対策審議会委員、国立市緑の調査会副委員長、青少年育成八小地区委員会委員長、環境フェスタにたち実行委員会委員長、国立市RHグローバル人材育成基金活用検討委員会委員を歴任

平成18年 法務大臣より保護司委嘱

平成25年 北多摩西地区保護司会国立分区分理事に就任

平成27年 国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員に就任